



# 長野県報

3月22日(火)  
平成23年  
(2011年)  
第2251号

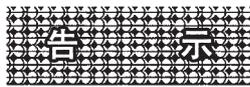
## 目次

### 告示

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の認定（危機管理防災課）	1
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	6
一般競争入札（特別支援教育課）	7
平成23年度長野県警察官採用試験（A）（平成23年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成24年4月採用第1回）の実施（人事委員会事務局）	8
一般競争入札（高校教育課）	10
正誤（人事委員会事務局）	11



### 長野県告示第165号

長野県北部を震源とする地震により、平成23年3月12日、下水内郡栄村において発生した災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とします。  
平成23年3月22日

長野県知事 阿部守一

危機管理防災課

### 長野県告示第166号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。  
23年3月22日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 小県郡 長和町 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市のうち 赤穂 上伊那郡 飯島町 飯田市のうち 飯田 松尾 座光寺 下久堅 下伊那郡	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法

	松川町 平谷村 根羽村 木曾郡 木曾町のうち 三岳 松本市のうち 波田 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 中条地区及び 信州新町地区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村						南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 鼎 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち 福島 日義 三岳 王滝村 松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のうち 明科 三郷 堀金 東筑摩郡 筑北村 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村			
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛								
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成23年 4月1日 から 平成24年 3月31日 まで	家畜伝染病 予防法施行 規則別表第 1に規定さ れている検 査法			佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町の	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛		

うち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 鼎 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 壳木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち 福島 日義 三岳 王滝村 松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のうち 明科 三郷 堀金 東筑摩郡 筑北村 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="826 152 938 472"></td> <td data-bbox="938 152 1086 472">県内全域</td> <td data-bbox="1086 152 1217 472">種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛</td> <td data-bbox="1217 152 1323 472"></td> <td data-bbox="1323 152 1452 472"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 472 938 1615">ヨーネ病発生予防のため</td> <td data-bbox="938 472 1086 1615">県内全域</td> <td data-bbox="1086 472 1217 1615">                     1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの                      2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの                      3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの                 </td> <td data-bbox="1217 472 1323 1615">平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</td> <td data-bbox="1323 472 1452 1615"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1615 938 2078">牛海綿状脳症発生予防のため</td> <td data-bbox="938 1615 1086 2078">県内全域</td> <td data-bbox="1086 1615 1217 2078">                     月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体                      ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。                 </td> <td data-bbox="1217 1615 1323 2078">平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</td> <td data-bbox="1323 1615 1452 2078">酵素免疫測定法</td> </tr> </table>		県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛			ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで		牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	酵素免疫測定法
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛														
ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで													
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	酵素免疫測定法												

馬伝染性貧血発生子防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査	アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生子防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成22年11月から平成23年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成23年6月1日から平成23年11月30日まで	中和試験
高病原性鳥インフルエンザ発生子防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)	豚コレラの発生子防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	酵素免疫測定法
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生子防のため	県内全域	種鶏	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	急速凝集反応法					
腐蛆病発生子防のため	県内全域	みつばち	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査					

園芸畜産課

## 長野県告示第167号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
長野市鬼無里日影字東沖333の口の1、字平504の口、642のイ
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第168号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松本市安曇590の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第169号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯田市南信濃木沢1472のイの3、1473の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第170号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯山市大字一山字大神楽704の105・字田茂木平725の46（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県伊那建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 3月22日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町藤沢7112番の1地先から 伊那市高遠町藤沢7023番の1地先まで	旧	7.7～15.7 m	0.4000 km
同 上	新	7.7～23.4	0.3993

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市長谷溝口931番地先から 伊那市長谷溝口936番地先まで	旧	8.4～12.2 m	0.0942 km
同 上	新	11.8～13.1	0.0936

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那生田飯田線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市東春近5990番地先から 伊那市富県6564番の1地先まで	旧	5.1~29.4 m	0.4164 km
同 上	新	10.6~44.5	0.3930

- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 西伊那線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市富県1536番の1地先から 伊那市富県1507番イの1地先まで	旧	4.1~15.8 m	0.2174 km
同 上	新	5.2~15.8	0.2163

- 5(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 芝平高遠線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町山室3358番の1地先から 伊那市高遠町山室2974番地先まで	旧	6.1~15.5 m	0.2313 km
同 上	新	7.5~18.3	0.2310

- 6(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 芝平高遠線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町山室2850番の1地先から 伊那市高遠町山室2824番の2地先まで	旧	4.5~9.3 m	0.3367 km
同 上	新	4.6~17.5	0.3367

- 7(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 芝平高遠線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町山室2434番地先から 伊那市高遠町山室2439番地先まで	旧	4.0~10.3 m	0.1946 km
同 上	新	5.4~15.8	0.1945

- 8(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那駒ヶ岳線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西町7038番の1地先から 伊那市西町7057番の1地先まで	旧	3.4~11.8 m	0.1977 km
同 上	新	7.0~11.8	0.1960

- 8(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 北林飯島線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村葛島222番の1地先から 上伊那郡中川村片桐1855番の1地先まで	旧	7.3~25.7 m	0.5835 km
同 上	新	10.7~43.4	0.5799

道路管理課

#### 長野県伊那建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

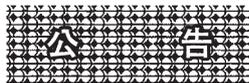
平成23年3月22日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1(1) 路線名 152号  
 (2) 供用を開始する区間  
 伊那市高遠町藤沢7112番の1地先から  
 伊那市高遠町藤沢7023番の1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 2(1) 路線名 152号  
 (2) 供用を開始する区間  
 伊那市長谷溝口931番地先から  
 伊那市長谷溝口936番地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 3(1) 路線名 伊那生田飯田線  
 (2) 供用を開始する区間  
 伊那市東春近5990番地先から  
 伊那市富県6564番の1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 4(1) 路線名 西伊那線  
 (2) 供用を開始する区間  
 伊那市富県1536番の1地先から  
 伊那市富県1507番イの1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日

- 5(1) 路線名 芝平高遠線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市高遠町山室3358番の1地先から  
伊那市高遠町山室2974番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 6(1) 路線名 芝平高遠線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市高遠町山室2850番の1地先から  
伊那市高遠町山室2824番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 7(1) 路線名 芝平高遠線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市高遠町山室2434番地先から  
伊那市高遠町山室2439番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 8(1) 路線名 伊那駒ヶ岳線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市西町7038番の1地先から  
伊那市西町7057番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日
- 9(1) 路線名 北林飯島線
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡中川村葛島222番の1地先から  
上伊那郡中川村片桐1855番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月22日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成23年3月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人マイトリー虹
- 3 代表者の氏名  
小林正信
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市穂高有明7607番地3 意識教育研究所内
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、心の病や人生の困難のために社会から「ひきこもる青年」たちに対して、医療と教育の両面からその心に働きかけ就労などの社会的生産活動へと導くために、単に医療支援や教育的訓練を行うだけでなく、産業と福祉との連携のなかで支援環境を創り出し、青年および関わる人々が生涯に亘って自己を学び、

如何に人のために自分を役立たせるかと言う福祉的活動の支援に関する活動を行い、もって人々の生涯学習に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月22日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
稲荷山養護学校教員用パーソナルコンピュータ15台及び周辺機器一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成23年5月1日から平成28年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
  - (5) 借入物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局特別支援教育課  
電話 026 (235) 7432
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年3月30日（水） 午後2時